

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案要綱

1 米穀等取扱事業の届出の新設等

(1) 米穀の出荷若しくは販売の事業又は米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造若しくは調製の事業（以下「米穀等取扱事業」という。）であって一定規模以上の事業を行おうとする者は、その名称、所在等を届け出なければならないこと等とする。

（第九条及び第十条関係）

(2) 主務大臣は、(1)の届出をした者に対し、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る観点から、必要な助言又は指導を行うことができることとする。（第十二条関係）

2 定期報告の創設

米穀等取扱事業であって一定規模以上の事業を行う者は、定期的に、主務大臣に対し米穀の在庫数量等を報告しなければならないこととする。（第十一条関係）

3 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置

米穀等取扱事業を行う者は、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないこととする。（第八条関係）

4 米穀の備蓄の定義におけるその保有目的の見直し

米穀の備蓄について、生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有できることとする。（第三条第二項関係）

5 政府備蓄の売渡先の見直し

政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るために基本指針に即して行う米穀の売渡しについて、従来の第四十七条第一項の届出をした者に加えて、米穀等取扱事業を行う1(1)の届出をした者等に対しても行うこととする。（第二十九条関係）

6 民間備蓄の創設

(1) 民間備蓄とは、民間事業者において、米穀の供給が不足する事態において迅速にその米穀の譲渡しを行うために必要な数量の米穀を常時保有することをいい、政府は、民間備蓄は政府による米穀の備蓄を補完するものであることを旨とすることとする。（第二条第二項及び第三十三条の二第一項関係）

(2) 米穀の出荷又は販売の事業を行う者のうち、民間備蓄を行う能力があるものとしてその事業の用に供する米穀の数量が政令で定める規模以上のもの（以下「民間備蓄事業者」という。）は、前年の米穀の出荷又は販売数量を基礎として省令で定めるところにより算定されるその年の常時保有すべき米穀の数量（以下「基準保有量」という。）等を農林水産大臣に届け出なければならないこととする。（第三十三条の二第一項関係）

(3) 民間備蓄事業者は、基準保有量の米穀を常時保有しなければならないこととする。（第三十三条の三関係）

(4) 民間備蓄事業者は、災害その他やむを得ない事由により基準保有量に相当する米

穀を常時保有することが困難となった旨の申出をした場合又は他の民間備蓄事業者がその基準保有量を増加する場合であって、農林水産大臣の承認等を受けたときは、その基準保有量を減少することができることとする。(第三十三条の四及び第三十三条の五関係)

- (5) 農林水産大臣は、民間備蓄事業者が正当な理由がなく基準保有量の米穀の常時保有をしていない場合は、米穀の常時保有をすべきことを勧告することができ、常時保有をしていない期間が一定の基準に該当する場合は、米穀の常時保有をすべきことを命ずることができることとする。(第三十三条の六関係)
- (6) 農林水産大臣は、米穀の供給が不足する場合であって、政府の売渡しよりも、民間備蓄事業者が民間備蓄に係る米穀を迅速に譲り渡すことができると認めるときは、基準保有量を減少することができ、供給が不足する地域又は業種の状況を踏まえ必要があると特に認めるときは、必要な事項を示して、民間備蓄事業者に米穀の譲渡しを要請することができることとする。(第三十三条の七第一項～第三項関係)
- (7) 農林水産大臣は、(6)の要請をしてもなお米穀の供給が不足し、米穀の円滑な供給に現に支障が生じている状況にあると認めるときは、米穀の譲渡しを勧告することができ、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、公表するとともに、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。(第三十三条の七第四項～第七項関係)
- (8) 政府は、民間備蓄事業者に対し、米穀の常時保有が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとする。(第四十八条の二関係)

7 生産調整に係る規定の廃止及び需要に応じた生産の促進

- (1) 米穀の生産調整方針に係る規定を廃止する。(改正前五条～第七条等関係)
- (2) 米穀の生産者は、主体的に需要に応じた生産を行うよう努めることとする。(第五条第一項関係)
- (3) 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めることとする。(第五条第二項関係)
- (4) 地方公共団体は、その区域の特性に応じ、当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めることとする。(第五条第三項関係)
- (5) 政府は、需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図ることとする。(第五条第四項関係)

8 罰則

報告徴求違反に対する罰則を六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金から一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に、変更又は廃止の届出違反に対する罰則を二十万円以下の過料から五十万円以下の罰金に、それぞれ引き上げるとともに、2の定期報告違反、6(5)の常時保有命令違反等について、所要の罰則規定を措置する。(第五十六条～第六十条及び第六十二条関係)

9 その他

- (1) 米穀価格形成センターに係る規定を廃止する。(改正前第十八条～第二十八条関係)
- (2) この法律の目的について、主要食糧の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図ることとする。(第一条関係)
- (3) この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。
(第五十二条の二第一項関係)
- (4) その他所要の改正を行う。

10 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、4に係る規定については公布の日から、6に係る規定(罰則を含む。)については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) 1 (1) の届出は施行の日の六月前の日から施行の日の前日までの間において、6 (2) の届出は施行の日の三月前の日から施行の日の前日までの間において、それぞれ、施行後の規定の例により届け出ることができることとする。(附則第二条及び第三条関係)
- (3) その他所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行う。(附則第四条～第十条関係)